

【令和 6 年第 1 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和 6 年 2 月 1 6 日 文教委員長 押本 吉司

○「議案第 4 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例改正の時期について

本条例改正の根拠となる改正された国の政令及び省令が令和 5 年 1 2 月 6 日に公布され、その後、条例改正に係る事務手続に時間を要したため、今定例会への議案提出となった。

* 電子証明書提供用識別符号の有効期限について

電子証明書提供用識別符号の有効期限は、交付を受けた日から 3 か月である。なお、電子証明書提供用識別符号は交付を受けるたびに番号が変更される。

* 電子証明書提供用識別符号の交付窓口について

電子証明書提供用識別符号は、各区役所の区民課で交付する。なお、支所、出張所及び行政サービスコーナーにおける交付窓口の設置は予定していない。

* 電子証明書提供用識別符号の発行手数料の差異について

国において、除籍証明書の交付手続に関し、事務上の負担がより多く掛かることが見込まれていることから、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料が高く設定されている。

* 本条例改正に伴うシステム改修について

国の戸籍副本データ管理システムと本市の戸籍総合情報システムを連携するためのシステム改修を令和 4 年度に行い、稼働に向けた準備作業を令和 5 年度に行った。

* システム改修費の内訳について

システム改修費については、令和 4 年度に 3, 2 2 7 万 3, 0 0 0 円、令和 5 年度に 4 3 7 万 2, 0 0 0 円を支出している。なお、国からの補助については、令和 4 年度分として 2, 3 3 7 万 5, 0 0 0 円の補助を受けているが、令和 5 年度分についてはいまだ補助額が決定していない。

《意見》

- * 戸籍法の改正については、法務省が戸籍及び除籍の副本をデータ化しオンラインによる連携を可能とするとともに、マイナンバーとひも付ける内容であることから、マイナンバーによる個人情報管理に反対している立場としては受け入れ難いと考えている。また、戸籍には出自や家族関係に関するセンシティブな情報が含まれており、法改正により、戸籍データを一元管理することで他の市町村からアクセスすることが可能となり、情報漏えいや悪用の危険性を一層高めるものであるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決